

新採用学校事務職員等研修会  
(2回目) 資料

# 期末・勤勉手当

令和2年9月25日

中南教育事務所

# 期末手当

## 1 概要

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員並びに基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に、規則で定める日に支給される手当である。

## 2 支給対象職員

(1) 基準日に在職する職員（基準日に退職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。ただし、基準日において次のa～jに該当する者を除く。）

- |   |         |       |         |
|---|---------|-------|---------|
| a 無給休職者   | b 刑事休職者 | c 停職者 | d 専従休職者 |
| e 無給派遣職員（外国派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員）                          |         |       |         |
| f 育児休業職員（基準日以前6か月以内に勤務した期間（※）がある職員を除く。）                     |         |       |         |
| ※ 勤務した期間には、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間を含む。 |         |       |         |
| ・ 育児休業をしていた期間   |         |       |         |
| ・ 停職者又は専従休職者としての期間  |         |       |         |
| ・ 勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様でない臨時職員又は非常勤職員としての期間                    |         |       |         |
| ・ 会計年度任用職員としての期間  |         |       |         |
| ・ 休職（公務災害又は通勤災害による休職を除く。）にされていた期間                           |         |       |         |
| ・ 大学院等修学休業をしていた期間   |         |       |         |
| ・ 自己啓発等休業をしていた期間  |         |       |         |
| ・ 配偶者同行休業をしていた期間  |         |       |         |
| g 公益的法人等派遣職員（公益的法人等派遣条例の規定により期末手当が支給される職員を除く。）              |         |       |         |
| h 大学院等修学休業職員  |         |       |         |
| i 自己啓発等休業職員   |         |       |         |
| j 配偶者同行休業職員   |         |       |         |

(2) 基準日前1か月以内に退職等をした職員（次のア～ウを除く。）

ア 退職等の日において、(1)のa～jに該当する者

イ 退職等の後基準日までの間において、次のa～d（臨時である者を除く。非常勤である者にあつては再任用短時間勤務職員に限る。）になった者

- |                 |          |        |         |
|-----------------|----------|--------|---------|
| a 給与条例の適用を受ける職員 | b 特別職の職員 | c 企業職員 | d 技能職員等 |
|-----------------|----------|--------|---------|

ウ 退職等に引き続き、次のa～d（臨時である者を除く。非常勤である者にあつては再任用短時間勤務職員に限る。）となった者

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| a 公社、公庫等の職員        | b 国又は他の地方公共団体の職員 |
| c 青い森鉄道株式会社への退職派遣者 | d 県立保健大学の役員又は職員  |

### 3 支給額

$$\text{支給額} = \text{基礎額} \times \text{期別支給割合} \times \text{在職期間別割合}$$

(1) 基礎額（基準日（又は退職等の日）に職員が受けるべき次の額の合計）

① 給料の月額（附則第4項差額等を含む。以下同じ）

※育児短時間勤務職員については、フルタイム勤務時の給料月額に割り戻した額とする。

② 扶養手当の月額

③ ①及び②に対する地域手当の月額

④ 職務段階に応じた加算額（以後において「職務加算額」という。）

（給料の月額＋給料の月額に対する地域手当の月額）×別表の職務加算割合（5～20%）

	20%	15%	10%	5%
行政職	10級、9級、8級	7級、6級	5級、4級	3級
教育職（二）	人事委員会が別に定める職員	4級	3級 2級の教諭・養護教諭・栄養教諭 （ただし、経験年数 大学卒30年以上 短大卒32年以上 高校卒34年以上）	2級の教諭・養護教諭・栄養教諭 （ただし、10%加算を除き、経験年数 大学卒12年以上 短大卒14年以上 高校卒16年以上）

#### 職務加算割合の例

(例) 平成20年3月大学卒、平成20年4月から平成21年3月まで民間企業勤務

(換算後の経験年数 1年×0.8=9.6月→10月)

平成21年4月県立高校教諭に採用の者は、

令和2年6月1日で経験年数12年と1月となる。

◎教育職（一）2級の教諭の場合 大学卒12年以上

→令和2年6月期末手当の加算割合5%

⑤ 管理職手当に係る区分が一類、二類、三類、四類、五類の職を占める者（行政職給料表7級の職員を除く。）の加算額（2の(2)において「管理職加算額」という。）

→ 給料月額×管理職加算の割合

管理職手当に係る区分	管理職加算の割合
一類、二類	25/100
三類	20/100
四類	15/100
五類	10/100

(2) 期別支給割合 (令和2年度)

基準日	支給日	支給率		
		再任用職員以外の職員		再任用職員
		一般の職員	特定幹部職員	
6月1日	6月30日	100分の125	100分の105	100分の70
12月1日	12月10日	100分の125	100分の105	100分の70

(注) 1 支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日になる。

2 「特定幹部職員」とは、管理職手当に係る区分が一類から五類までの職を占める職員のうち行政職給料表適用者の場合は職務の級が8級以上であるものをいう。

(3) 在職期間別割合

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

(注) 1 基準日以前6か月以内の在職期間に応じて定められており、基準日以前6か月以内の期間は、次のとおりである。

(基準日)	(期間)
6月1日	前年12月2日～6月1日
12月1日	6月2日～12月1日

2 在職期間の計算

在職期間の計算は、別紙の「在職期間及び勤務期間の計算に際して留意すべき事項」のとおり。

## 勤勉手当

### 1 概要

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に、勤務成績に応じて支給する。

### 2 支給対象職員

(1) 基準日に在職する職員（基準日に退職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。ただし、基準日において次のa～iに該当する者を除く。）

a 休職者（公務災害又は通勤災害による休職者を除く。）	b 停職者	c 専従休職者
d 外国派遣職員	e 育児休業職員（基準日以前6か月以内に勤務した期間がある職員を除く。）	
f 公益的法人等派遣職員	g 大学院等修学休業職員	h 自己啓発等休業職員

i 配偶者同行休業職員

(2) 基準日前1か月以内に退職等をした職員（次のア～ウを除く。）

ア 退職等の日において、(1)のa～iに該当する職員であった者

イ 退職等の後基準日までの間において、次のa～d（臨時である者を除く。非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）になった者

a 給与条例の適用を受ける職員    b 特別職の職員    c 企業職員    d 技能職員等

ウ 退職等に引き続き次のa～d（臨時である者を除く。非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）となった者

a 公社、公庫等の職員    b 国又は他の地方公共団体の職員  
c 青い森鉄道株式会社への退職派遣者    d 県立保健大学の役員又は職員

### 3 支給額

支給額＝基礎額×期間率×成績率

(1) 基礎額（基準日（又は退職等の日）に職員が受けるべき次の額の合計）

① 給料の月額

※育児短時間勤務職員については、フルタイム勤務時の給料月額に割り戻した額とする。

② ①に対する地域手当の月額

③ 職務加算額

④ 管理職加算額

(2) 期間率

勤務期間	期間率	勤務期間	期間率
6か月	100/100	2か月15日以上3か月未満	40/100
5か月15日以上6か月未満	95/100	2か月〃2か月15日〃	30/100
5か月〃5か月15日〃	90/100	1か月15日〃2か月〃	20/100
4か月15日〃5か月〃	80/100	1か月〃1か月15日〃	15/100
4か月〃4か月15日〃	70/100	15日〃1か月〃	10/100
3か月15日〃4か月〃	60/100	15日未満	5/100
3か月〃3か月15日〃	50/100	0	0

(注) 1 基準日以前6か月以内の在職期間に応じて定められており、基準日以前6か月以内の期間は、次のとおりである。

(基準日)

(期間)

6月1日

前年12月2日～6月1日

12月1日

6月2日～12月1日

2 在職期間の計算

在職期間の計算は、別紙の「在職期間及び勤務期間の計算に際して留意すべき事項」のとおり。

(3) 成績率（令和2年6月期）

区 分		再任用職員以外の職員	再任用職員	
勤務成績が優秀な職員 (業績評価Sの職員のうち、本区分に決定されたもの)		100分の98	—	
勤務成績が良好な職員		100分の87	100分の42.5	
勤務成績が良好でない職員	業績評価Cの職員	100分の76	100分の37	
	業績評価Dの職員	100分の65	100分の31.5	
	訓告その他の矯正措置の対象となる事実があった職員（軽微なものを除く。）	100分の65	100分の34.5	
	懲戒処分を受けた職員	戒 告	100分の54.5	100分の29.5
		減 給	軽 微	100分の54.5
上記以外			100分の44	100分の24
停 職	100分の19.5	100分の10.5		

## 基準日及び支給日

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

(注) 支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日になる。

## その他（臨時職員関係）

臨時講師等（臨時職員の給与に関する規程（昭和36年7月青森県教育委員会訓令甲第8号）の適用を受ける臨時的任用職員に限る。）に対する期末手当及び勤勉手当は、一般職の職員の例により支給する。

## 在職期間及び勤務期間の計算に際して留意すべき事項

### 1 期末手当関係

期末手当の支給に係る在職期間とは、「職員の給与に関する条例」及び「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」（以下「給与条例等」という。）の適用を受ける職員として在職した期間をいうものであるが、次の（１）に掲げる期間は在職期間に算入せず、（２）に掲げる期間は在職期間に算入する。

なお、期限付臨時職員・臨時講師等勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同じである場合は、在職した期間に含まれるものであること。

#### （１） 在職期間に算入しない期間

- ア 停職又は専従休職の職員である期間
- イ 育児休業期間、大学院修学休業期間又は自己啓発等休業、配偶者同行休業期間の2分の1の期間
- ウ 休職期間（公務災害又は通勤災害による休職者であった期間を除く。）の2分の1の期間
- エ 育児短時間勤務期間については、育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分の2分の1に相当する期間
- オ 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間
- カ 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間
- キ 勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様でない臨時職員又は非常勤職員としての在職期間

#### （２） 在職期間に算入する期間

- ア 国又は他の地方公共団体等（期末手当、勤勉手当の算定の基礎となる期間に本県職員としての在職期間を通算することを認めていない地方公共団体等を除く。）の職員から引き続いて職員となった者のその国又は他の地方公共団体等の職員として在職した期間

（例） 1 他県教諭から本県教諭に引き続いて採用になった場合→通算する。

2 他県講師から本県教諭に引き続いて採用になった場合→通算する。

「期末手当及び勤勉手当の支給について」人事委員会運用通知第14項参照 ←

3 他県教諭から本県講師に引き続いて採用になった場合→通算しない。

4 他県講師から本県講師に引き続いて採用になった場合→通算しない。

人事委員会規則7-80第7条第1項により採用後の職が臨時（給与条例適用外）である場合は、通算しない。 ←

イ 再任用職員の、再任用職員以外の職員として在職した期間

## 2 勤勉手当関係

勤勉手当の支給に係る勤務期間とは、給与条例等の適用を受ける職員として在職した期間をいうものであるが、次の(1)に掲げる期間は勤務期間に算入せず、次の(2)に掲げる期間は勤務期間に算入する。

なお、期限付臨時職員・臨時講師等勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同じである場合は、在職した期間に含まれるものであること。

### (1) 勤務期間に算入しない期間

- ア 停職又は専従休職の職員である期間
- イ 育児休業期間、大学院修学休業期間又は自己啓発等休業、配偶者同行休業期間
- ウ 休職期間（公務災害又は通勤災害による休職者であった期間を除く。）
- エ 育児短時間勤務期間については、育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間
- オ 欠勤により給与を減額された期間（その期間の合計が7時間45分未満である場合を除く。）
- カ 介護休暇又は病気休暇（公務又は通勤に起因する場合を除く。）により勤務しなかった期間から週休日及び休日等を除いて30日を超える場合には、その全期間  
（注）カの除算期間を計算する場合は、次による。
  - （a） 勤務しなかった日が引き続き1か月以上にわたる場合は、その期間のうちいわゆる月計算（民法第143条第1項及び同第2項の規定による計算）ができる部分については月計算を行う。  
（なお、引き続き1か月以上にわたって半日の病気休暇をとっているような場合には、除算期間の月計算を行うことができないものであること。）
  - （b） 1か月未満の勤務しなかった期間についての計算は、週休日及び休日等を除くものとする。（前記（a）において、月計算の余剰となる1か月未満の期間についても同様に取扱う。）
  - （c） 1か月未満の勤務しなかった期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、日を月に換算する場合は、30日をもって1月とする。
  - （d） 30日の期間の算出に当たり、勤務しなかった時間を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。
- キ 介護時間、育児部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間（給与等事務便覧参照）
- ク 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その全期間
- ケ 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その全期間
- コ 勤務日及び勤務期間が常勤の職員と同様でない臨時職員又は非常勤職員としての在職期間
- サ 基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前記ア～コにかかわらず、その全期間  
（注）1日でも実際に勤務した日がある場合には、次に掲げる期間は除算しない。
  - （a） 公務又は通勤に起因する病気休暇により勤務しなかった期間
  - （b） 有給休暇の期間（病気休暇の期間を除く。）
  - （c） 前記カにより計算した結果の日数が30日を超えない場合には、介護休暇又は病気休暇により勤務しなかった当該期間

### (2) 勤務期間に算入する期間

1の(2)に掲げる期間と同じ。（ただし書中の期末手当は勤勉手当と読み替える。）

## 3 その他

所属課、公所等を異にして異動した者の在職期間及び勤務期間の計算に当たっては、当該異動前の病気休暇等の有無を確認し、日数・期間の計算に注意すること。